

## ■幼稚園給食費についてのお知らせ■

### ○幼稚園の給食費

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」について実費徴収となります。

| 各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分 |                           | 給食費(月額) [単位:円] |            |
|----------------------|---------------------------|----------------|------------|
| 階 層                  |                           | 主食費            | 副食費        |
| 1                    | 生活保護世帯                    | 施設が定めた額        | 0円<br>(免除) |
| 2                    | 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)    |                |            |
| 3                    | 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯 |                |            |
| 4                    | 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯 |                | 施設が定めた額    |

※公立幼稚園の給食費は、月額3,000円(主食費300円、副食費2,700円)です。

- ◆年収360万円未満相当世帯(表の1～3階層の世帯)に属する児童は副食費が免除(0円)となります
- ◆幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから3人目以降の副食費が免除(0円)となります。(多子減免)

※「主食費」の減免制度はありません。

- ◆階層欄の課税額は、扶養義務者(父母)の課税額となります。夫婦共働きの場合(両親ともに収入がある場合)はその合計額とします。父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合は、主宰者も含めます。
- ◆利用者負担額(幼稚園使用料)は無償化の対象です。

#### 給食費の納付

##### ① 公立幼稚園の場合

徴収は、8月を除く4月から翌年3月までの毎月(年間11回)となります。入園決定後に手続きいただいた口座から、**毎月末日**(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます。

##### ② 私立幼稚園の場合

給食費は「各施設が定めた額」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

### ○階層を決定する根拠となる課税額について [令和3年(2021)年度の場合]

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 4月～8月の利用者負担額(給食費)                  | 令和2(2020)年度の市町村民税課税額により決定<br>[令和元年(平成31年)中の所得による] |
| 9月～ <sup>2022</sup> 3月の利用者負担額(給食費) | 令和3(2021)年度の市町村民税課税額により決定<br>[令和2年中の所得による]        |

- ◆所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者が変更となる場合は給食費が変わることがありますので必ず保育幼稚園課までご連絡ください。給食費の変更は判明した翌月からとなります。
- ◆未婚のひとり親家庭の方(事実婚は除く)が、市が指定した対象事業を利用する場合、寡婦(夫)控除があるものとして所得を計算し、利用料の減額を行う制度があります。(別途申請・審査が必要です。)対象となる可能性がある方は保育幼稚園課までお問い合わせください。